

法人の種類		所得等の区分				税率（％）				
						事業年度開始の日				
						R7.4.1～	R4.4.1～ R7.3.31	R2.4.1～ R4.3.31	R1.10.1～ R2.3.31	H28.4.1～ R1.9.30
① 所得金額課税法人 （法第72条の2第1項第1号ロ）	①-1 普通法人（注1）、 公益法人等、 人格のない社団等	所得割	適軽 用減 法税 人率	年 400 万円以下の所得	超過	3.75			3.65	
				標準	3.5			3.4		
				年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	超過	5.665			5.465	
				標準	5.3			5.1		
				年 800 万円を超える所得	超過	7.48			7.18	
				標準	7			6.7		
	①-2 特別法人（注1・2）	所得割	軽減税率不適用法人			超過	7.48			7.18
			標準	7			6.7			
			適軽 用減 法税 人率	年 400 万円以下の所得	超過	3.75			3.65	
				標準	3.5			3.4		
				年 400 万円を超える所得	超過	5.23			4.93	
				標準	4.9			4.6		
	軽減税率不適用法人			超過	5.23			4.93		
	標準	4.9			4.6					
② 外形標準課税適用法人 （同項第1号イ）		所得割	適軽 用減 法税 人率	年 400 万円以下の所得	超過	—（注3）		0.495	0.395	
				標準	—（注3）		0.4(注4)	0.3(注4)		
				年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	超過	—（注3）		0.835	0.635	
				標準	—（注3）		0.7(注4)	0.5(注4)		
				年 800 万円を超える所得	超過	—（注3）		1.18	0.88	
				標準	—（注3）		1(注4)	0.7(注4)		
			軽減税率不適用法人			超過	1.18		0.88	
			標準	1(注4)		0.7(注4)				
		付加価値割			超過	1.26				
		標準	1.2	—						
		資 本 割			超過	0.525				
		標準	0.5	—						
③ 電気供給業（④及び⑤を除く）、導管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人 （同項第2号）		収 入 割	超過					1.065	0.965	
			標準					1	0.9	
④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人（⑤以外の法人） （同項第3号ロ）		収 入 割	超過				0.8025		本表の③を参照	
			標準				0.75			
		所 得 割	超過				1.9425		—	—
			標準				1.85		—	—
⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人 （同項第3号イ）		収 入 割	超過				0.8025		本表の③を参照	
			標準				0.75(注4)			
		付加価値割	超過				0.3885		—	—
			標準				0.37	—	—	—
		資 本 割	超過				0.1575		—	—
			標準				0.15	—	—	—
⑥ 特定ガス供給業を行う法人 （同項第4号）		収 入 割	超過			0.519		本表の③を参照		
			標準			0.48(注4)				
		付加価値割	超過			0.8085		—	—	—
		資 本 割	超過			0.336		—	—	—

（注1） 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人等地方税法第72条の24の7第7項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

（注2） 特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所

得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。

・令和元年10月1日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率5.7%）

・平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率5.5%）

（注3） 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。

（注4） 大阪府では法人事業税への適用はありません（令和6年度税制改正の「外形標準課税の対象法人の見直し」により新たに外形標準課税の対象となる法人を除く。）が、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。